

第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画策定業務仕様書

1. 業務名

第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画策定業務

2. 業務の目的

本業務は、令和8年度から5年間を計画期間とする「第二次坂井市観光ビジョン戦略基本計画」を策定するとともに、本市を取り巻く現状と課題を洗い出し、時代に即した観光施策等を検討することを目的とする。

3. 履行期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

4. 履行場所

坂井市全域

5. 業務内容

業務内容は次に掲げる内容を基本とする。ただし、策定委員会の委員の意見等により、内容の変更又は追加を求める場合には真摯に対応すること。

(1) 計画準備

本業務に着手するにあたり、業務概要、実施方針、業務スケジュール、業務実施体制、協議計画、その他必要となる事項を記載した業務計画書を作成する。

(2) 打合せ協議

坂井市から打合せ等について連絡を受けた場合には、直ちに対応すること。また、受託者は、本業務を遂行するに当たり、関係機関との調整を図るとともに、協議・打合せ等に際し議事録を作成する。

(3) 坂井市の現状・課題の把握及び分析

① 現行の坂井市観光ビジョン戦略基本計画の検証及び評価

坂井市と協力して現計画の目標指標や主要施策の評価及び検証を行い、次期計画における留意点や検証事項の洗い出しを行う。

② 各種統計データの分析

国や県、市などが公表する各種統計データの収集及び分析を行い、坂井市を取り巻く観光の現状と課題について整理すること。特に、以下の統計データについては、積極的に活用すること。

・観光庁が公表する各種統計データ

- ・ 福井県観光データ分析システム「FTAS（エフタス）」
- ・ 福井県観光客入込数
- ・ 坂井市民満足度調査

③ 観光事業者へのアンケート調査の実施及び分析

市内観光事業者の現状や課題を把握するため、事業者に向けたアンケート調査を実施する。受託者は、以下の業務を行うものとする。なお、市では WEB 回答フォーム（※LoGo フォームを使用）を作成し、集計データを提供する。

※発送数は 300 件、回収数は 100 件を予定するが、予算の範囲内で調整を行う。また、調査票の手入力作業についても、坂井市と協議のうえ役割を決定する。

- ・ アンケート調査項目の作成支援
- ・ アンケート調査票の印刷及び発送
- ・ アンケート調査票の回収及び集計
- ・ アンケート調査の分析

④ 坂井市の地域資源・観光資源の分析と課題把握

本市のもつ地域資源や観光資源について調査及び分析を行い、現状と課題について整理する。特に、以下の統計データについては、積極的に活用すること。

- ・ 市が提供する市内観光地の人流分析データ（㈱Agoop の測定データを CSV 形式で提供予定）※2019 年以降の日別の滞在人口、都道府県別の発地データ等

⑤ ワークショップの運営

計画検討を行う上で、観光事業者の意見を反映させることを目的としたワークショップの実施に際し、必要となる資料の作成、配布資料の印刷、協議進行の補助、結果をまとめた資料の作成等の運営支援を行うものとする。なお、ワークショップは履行期間において 3 回程度行う予定である。

（４）計画の策定

策定委員会の委員の意見等を踏まえ、以下の通り計画を策定する。

① 坂井市の観光の目指すべき方向性の策定

坂井市の観光の現状や課題を踏まえた目指すべき方向性として、基本目標、目指すべき将来像、施策の柱及び数値目標を設定する。

② 主要施策の策定

施策の柱に基づく主要施策を策定する。また、基本目標、目指すべき将来像のつながりを明らかにし、体系的に整理する。

③ アクションプランの策定

主要施策に対応する具体的な取り組みをアクションプランとして例示し整理する。

④ 計画の推進体制等

主要施策及びアクションプランに対応した、計画の推進体制を整理する。

⑤ その他

計画の策定にあたっては「第二次坂井市総合計画」等、各種計画との整合性に留意して策定すること。

(5) 策定委員会等運営支援

策定委員会等で必要となる協議資料の作成、協議進行の補助、議事録、議事要旨作成等の運営支援を行うこと。なお、策定委員会は、4回程度を予定しており、議事録、議事要旨については各会議実施後1週間以内に作成、提出するものとする。

(6) パブリックコメントの実施支援

パブリックコメント実施に際しては、必要資料の作成及び回答作成等の支援を行うこと。

(7) 計画書の作成

業務内容を取りまとめて「坂井市観光ビジョン戦略基本計画」と「計画の概要版」を作成する。なお、作成にあたっては、図や写真等を用いて市民に分かりやすい形でのデザイン、レイアウトで取りまとめること。

(8) 業務報告書

以上の結果をとりまとめ、業務報告書を作成し、提出する。

6. 成果品

成果品は次のとおりとする。成果品は担当職員の内容確認及び快諾を得るとともに、提出方法について協議すること。なお、坂井市と協議の上、それぞれ定められた時期までに遅滞なく提出すること。

(1) 坂井市観光ビジョン戦略基本計画

- ・ 本編 2部
- ・ 概要版 10部
- ・ 業務報告書 2部
- ・ 電子データ（DVD-R等） 一式

(2) 計画書作成に使用した写真等資料一式

7. 成果品の帰属

成果品及びその他の資料等は、本市に帰属するとともに、許可なく複製及び他に公表してはならない。

8. 検査

本業務の成果品については、現場責任者及び管理技術者立会いの上、坂井市の検査を受けるもの

とする。

9. 完了

本業務は、成果品納入一覧表と共に成果品を提出し、完了検査を受け、検査合格により完了とする。また、業務の完了後といえども成果品に誤りが発見された場合は、坂井市の指示に従い速やかに訂正・補足等を受託者の負担において処理しなければならない。

10. 手直し

業務完了後、受託者の責に帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足その他の措置を行わなければならない。これに要する費用は、受託者の負担とする。

11. 疑義

本仕様書及び準拠法令等に記載の無い事項及び疑義を生じた場合は、坂井市と受託者が協議の上、坂井市の指示に従い業務を遂行するものとする。

12. 秘密の保持

受託者は、本業務の実施中に知り得た秘密を他に漏らしてはならず、貸与についても予め坂井市の承認を得たもの以外は一切外部に漏らしてはならない。また、受託者は本業務に関連して秘密漏洩等の問題が生じた場合は、すべての責任を負うと共に以後の処理については坂井市の指示に従うものとする。

13. その他

- (1) 受託者は、業務の進捗に関して、坂井市に対して定期的に報告を行うこと。
- (2) 受託者は、本業務の一部を再委託する場合は、予め坂井市に業務再委託承認願を提出し、発注者の承認を得ること。